令和3年5月24日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、経営継承・発展等支援事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)別記1に定める経営継承・発展支援事業の実施について、実施要綱、「経営継承・発展等支援事業」実施に関する交付規則(令和6年5月7日一般社団法人全国農業会議所制定。以下「実施規則」という。)、経営継承・発展支援事業公募要領(経営継承・発展等支援事業補助金事務局作成。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 市長は、第3条の規定による補助対象者を募集するととも に、実施要綱第4に規定する事業実施主体である一般社団法人全国 農業会議所(以下「事業実施主体」という。)が実施要綱等の定め るところにより選定した補助対象者に対し、予算の範囲内において 補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

- 第3条 本事業の補助対象者は、防府市内に所在する第1号又は第2号の要件を満たし、かつ第3号及び第4号に掲げる要件を満たす者であることとする。
 - (1) 補助対象者が個人事業主の場合
 - ア 事業実施年度の前々年度中の1月1日から経営発展計画の提出時までに中心経営体等である先代事業者(個人事業主に限る。以下同じ。)からその経営に関する主宰権の移譲を受けていること(所得税法第229条に規定する届出書、確定申告書その他関係書類で当該主宰権の移譲を確認できる場合に限る。)。
 - イ アの主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。

- ウ 税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で 行っていること。
- エ 青色申告者であること。
- オ 家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で 締結していること。
- カ 経営発展計画を策定し、当該経営発展計画に基づいて経営発 展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であ ると見込まれること。
- キ 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献 する強い意欲を有していると市長が認めること。
- ク アの主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰してい ないこと。
- ケ 「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記1の第2の2に掲げる事業(以下「農業次世代人材投資事業(経営開始型)」という。)に係る資金及び「新規就農者育成総合対策実施要綱」(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者育成実施要綱」という。)別記2の第2の2に掲げる事業に係る資金(以下「経営開始資金」という。)の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- コ 新規就農者育成実施要綱別記1に掲げる事業(以下「経営発展支援事業」という。)を現に実施しておらず、かつ過去に実施していないこと。
- (2) 補助対象者が法人(集落営農組織(農業の担い手に対する 経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第 88号)第2条第4項第1号ハに掲げる組織)を含む。別表にお いて同じ。)の場合
- ア 次に掲げる(ア)又は(イ)の要件を満たすこと。
 - (ア) 法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合

にあっては、当該法人が中心経営体等であり、後継者(個人に限る。以下同じ。)が事業実施年度の前々年度中の1月1日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること(法人登記、定款又は規約による確認ができる場合に限る。)。

- (イ) 先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受ける と同時に農業経営の法人化を行う場合にあっては、当該先代 事業者が中心経営体等であり、後継者が事業実施年度の前々 年度中の1月1日から経営発展計画を提出する時までに当該 主宰権の移譲を受けていること。
- イ アの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲に際して、原則として、法 人自ら又は先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著 しく縮小していないこと。
- ウ 青色申告者であること。
- エ 経営発展計画を策定し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- オ 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献 する強い意欲を有していると市長が認めること。
- カ アの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲を受けた後継者がその日より前に農業経営を主宰していないこと。
- キ アの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲を受けた後継者が過去に農業次世代人材投資事業(経営開始型)及び経営開始資金に係る資金の交付を受けていないこと。
- ク アの(ア)又は(イ)の主宰権の移譲を受けた後継者が過去に経 営発展支援事業を実施していないこと。
- (3) 以下に該当しない者であること。

本事業によって行う取組と同一内容の取組を行おうとするために、本事業以外の国(独立行政法人等を含む。)が助成する事業 (補助金、委託費等。ただし、融資に関する利子助成措置を除

- く。) の採択・交付決定を受けている者。
- (4) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 法人等(個人又は法人をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき、又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目 的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団 員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、 又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維 持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象者1人当たり100万円以内とする。

(補助対象経費)

- 第5条 本事業の目的を達成するために必要となる次の各号に掲げる 経費(融資に関する利子助成措置以外の国の補助事業の対象となっ た経費を除く。)を補助対象経費とし、その詳細は実施規則の定め によるものとする。
 - (1) 専門家謝金
 - (2) 専門家旅費
 - (3) 研修費
 - (4) 旅費
 - (5) 機械装置等費

- (6) 広報費
- (7) 展示会等出展費
- (8) 開発·取得費
- (9) 雑役務費
- (10) 借料
- (11) 設備処分費
- (12) 委託費
- (13) 外注費

(補助対象者の応募手続き等)

- 第6条 本事業による補助金の交付を受けようとする補助対象者は、 市長が別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を提出するも のとする。
 - (1) 取組承認申請書(様式第1号)
 - (2) 経営発展計画(様式第2号)及び応募時提出資料一覧(別表1)に掲げる添付資料
 - (3) 経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト (様式第3号)
 - (4) 配分基準表(別表2)に基づくポイント付与に関する根拠資料
 - (5) 環境負荷低減のチェックシート (様式第11-①又は②号)
 - (6) その他市長が必要と認めるもの

(審査基準等)

第7条 市長は、前条による応募書類を受理した場合、補助対象者ごとの経営発展計画(様式第2号)に記載された取組内容について、 実施要綱の審査基準(実施要綱別記1-別表1)及び配分基準表 (別表2)等に基づき審査を行うものとする。

(審査結果の通知等)

第8条 市長は、第6条による応募に対し事業実施主体から採択結果 通知があった場合、補助対象者に対し、採択結果通知書(様式第4 号)により採択又は不採択の結果を通知するものとする。 (交付申請及び計画承認申請)

第9条 前条により採択されることとなった補助対象者は、市長から の採択結果通知受理後、すみやかに以下の書類を市長に提出するも のとする。

なお、計画承認申請関係書類及び交付申請関係書類は同時に提出 可能とし、計画承認申請関係書類については、第6条に基づく応募 申請時と変更がない場合は、応募申請時と同様の書類を提出するも のとする。

- (1) 【計画承認申請関係】第6条各号に掲げる書類
- (2) 【交付申請関係】補助金交付申請書(様式第5号)
- 2 市長は、前項により行った申請に対し事業実施主体から事業計画 承認書を受理した場合、補助対象者へ通知するものとする。

(交付決定)

- 第10条 市長は、前条による申請に対し、その内容を審査し、補助金 を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定 し、その旨を補助対象者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(事業の着手)

- 第11条 事業の着手は、原則として、前条の交付決定後に行うものとする。
- 2 やむを得ない事情により、補助金交付決定前に行う必要がある場合は第9条第2項の事業計画の承認を受けた後、その理由を具体的に明示した交付決定前着手届(様式第6号)を市長に提出するものとする。
- 3 前項により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、補助対象 者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とするこ とを了承の上行うものとする。

(計画変更承認及び交付変更決定)

第12条 補助対象者は、やむを得ない理由により、以下の変更が生じ

た場合は取組承認申請書(様式第1号)及び、補助金変更承認申請書(第7号様式)を市長に提出するものとする。

- (1) 事業内容の追加、中止又は廃止
- (2) 事業目的の変更
- (3) 事業費の30%を超える増又は補助金の増
- (4) 事業費又は補助金の30%を超える減
- 2 市長は、前項の補助金変更承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、その旨補助対象者に通知するものとする。

(事業完了報告)

第13条 補助対象者は、経営発展計画に記載された取組を完了したときは、取組完了報告書(様式第8号)を作成し、事業を完了した後30日を経過する日、又は市長が定める日のいずれか早い日までに市長へ提出するものとする。

(補助金の交付)

- 第14条 市長は、前条により補助対象者から取組完了報告書等の提出 があった場合は、内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結 果、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、 その旨を補助対象者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項により補助金交付額の確定を行った場合は、補助対象者から提出のあった補助金交付申請書(様式第5号)及び、取組完了報告書(様式第8号)に基づき補助金の支払いを行うものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

- 第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、 補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 経営発展計画に記載された取組を廃止した場合
 - (2) 経営発展計画に記載された取組を実際に行っていないと認められる場合
 - (3) 経営発展計画に記載された取組の実施状況等の報告を行わな

い場合

- (4) 経営発展計画に記載された取組について、繰り返し指導を行ったにも関わらず改善に向けた取組を行わない場合
- (5) 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められる場合
- (6) この要綱に違反した場合
- (7) 補助金の交付に関して付した条件に違反した場合
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合 において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されてい るときは、当該補助対象者に対し、期限を定めて、その返還を命ず るものとする。
- 3 市長は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が概算払により交付されているときは、当該補助対象者に対し、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(事業の評価等)

- 第16条 補助対象者は、事業実施年度から経営発展計画に定めた目標年度まで、毎年度末までに市長へ経営発展計画に記載された取組の実施状況等について実施状況報告書(様式第9号)により報告するものとする。
- 2 市長は、前項による報告があった場合は、その内容について評価を行い、必要に応じて補助対象者に対して指導を行うものとする。 (整備した機械装置等の管理運営等)
- 第17条 補助対象者は、本補助金により整備した単価50万円(税込み)以上の機械装置等(以下、「処分制限財産」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数表に相当する期間に準じた処分制限期間が存在するため、次のとおり常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に則して最も効率的な運用を図るなど、適正に管理運営するものとする。
 - (1) 補助対象者は、処分制限財産の管理状況を明確にするため、

財産管理台帳(様式第10号)を備え置くこと。

- (2) 補助対象者は、処分制限財産の管理運営状況を明らかにし、 その効率的運用を図るため、適宜管理運営日誌又は利用簿等の作 成、整備及び保存すること。
- 2 補助対象者は、その整備した処分制限財産について、処分制限期間内に財産処分の必要がある場合や災害を受けた場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に準じた財産処分として、実施要綱別記1第4条第2項及び第3項に基づき、適切な申請手続きを行うものとする。
- 3 市長は、前項による申請を受けた場合、事業実施主体の承認を受けるものとする。
- 4 補助対象者は、処分制限財産について、処分制限期間内に災害により被害を受けたときは、遅滞なく市長へ報告するものとする。

附則

- この要綱は、令和3年5月24日より施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年6月10日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年6月27日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年6月24日から施行する。

(別表1) 広募時提出資料一覧

	(別表1) 応募時提出資料	斗一覧	
	申請書類及び添付書類	<u> </u>	注意点および提出該当要件
第:	2号 経営発展計画		必須
個ノ	人・法人共通		
添付書類	経営発展計画の申請内容に関 することチェックリスト	様式第3号	必須 ・全申請者共通
申記	青者が個人事業主の場合		
	個人事業の開業・廃業等届出 書(写し)	税務申告書類	必須 ・申請者が個人事業主の場合 ・事業の引継ぎを受けた者の住所、氏名の記載があること ・収受日付印が押印(税務署においてe-taxにより申告した場合は受付日時が 印字)されていること
	・継承時点の所得税確定申告 書第一表及び第二表(写し) ・継承時点の所得税青色申告 決算書(写し)	税務申告書類	必須(申請者の先代事業者分) ・所得税法143条に規定する青色申告の承認を受けている場合 ・税務署において申請した場合は、収受日付印が押印(税務署でe-taxにより申告した場合は受付日時が印字)されていること ・自宅からe-taxにより申告した場合は「受信通知(メール詳細)」を提出
	所得税の青色申告承認申請書 (写し)	税務申告書類	必須(申請者分) ・税務署において申請した場合は、収受日付印が押印(税務署でe-taxにより申告した場合は受付日時が印字)されていること ・自宅からe-taxにより申告した場合は「受信通知(メール詳細)」を提出
	家族経営協定(写し)	任意様式	必須 (家族農業経営の場合) (注) 経営に関する主宰権の移譲を受けた後に締結・更新されていること
申記			(a) Lettery at the past of the contract of the
添	履歴事項全部証明書(写し)	登記事項証明書	任意組織以外の場合
付	定款又は組織及び運営につい		任意組織の場合
	ての規約(写し)	任意様式	江思和瀬の物口
	・継承時点の法人税確定申告 書別表一(写し) ・継承時点の損益計算書(写 し)	税務申告書類	必須(申請者分、又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受ける 同時に農業経営の法人化を行った場合にあっては申請者の先代事業者分) ・法人税法第121条第1項に規定する青色申告の承認を受けている場合 ・税務署において申請した場合は、収受日付印が押印(税務署でe-taxにより 申告した場合は受付日時が印字)されていること ・事務所などからe-taxにより申告した場合は「受信通知(メール詳細)」を 提出
	法人税の青色申告承認申請書 (写し)	税務申告書類	・法人税法第122条第1項に規定する青色申告の承認申請を行っている場合 ・税務署において申請した場合は、収受日付印が押印(税務署でe-taxにより申告した場合は受付日時が印字)されていること ・事務所などからe-taxにより申告した場合は「受信通知(メール詳細)」を 提出
	情者が飼養衛生管理基準に定め 後する事業を営む者である場合	られた家畜のうち	145日 、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
	都道府県から交付を受けた当 該基準の遵守状況が確認でき る書類	任意様式	・該当する場合は必須書類
経営	営発展計画にて「環境配慮」の	- 欄にチェックを入	れた場合
	環境負荷低減事業活動実施計 画の認定証(写し)	任意様式	・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定証又は第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定証・事業実施年度に同計画の認定を受ける見込みがあることが確認できる書類
配分	 	' 取組」で加点する	
	就業規則又はこれに準ずるも	任意様式	T
	の	11/2/18/18/24	・就業規則等、「就業環境の改善の取組」で定めている項目が確認できる書類 ・該当する場合は必須書類

項目	現状の水準	点数
1 申請者(申請者	ア 経営継承した時点において50歳以上60歳未満であること。	1点
の後継者)の年齢	イ 経営継承した時点において40歳以上50歳未満であること。	2点
	ウ 経営継承した時点において40歳未満であること。	3点
2 農地中間管理機 構から賃借権等の 設定	農地中間管理機構から貸借権等の設定を受けていること。	2点
3 女性の取組	その取組について、a からcまでのうち該当している項目数が次のいずれかであること。	
	ア 1項目	1 点
	イ 2項目以上	2点
	a 女性が経営の主宰権を有していること。	
	b 役員又は常時雇用者のうち女性が過半を占めている法人	
	であること。 (注) 常時雇用者とは、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約に際し、あらかじめ7か月以上の雇用期間を定めて雇った人(期間を定めずに雇った人を含みます。)をいいます。	
	c 法人であって、部門間で区分経理等を行っている場合に	
	女性が当該部門の責任者であること。	
4 農業所得の水準	経営継承した時点における申請者(申請者が個人事業主の場合又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあっては、申請者の先代事業者)の1人当たり又は1経営体当たりの農業所得が、防府市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の目標年間農業所得350万円と比較して、次のいずれかとなっていること。	
	ア 所得水準額の130%以上150%未満	1点
	イ 所得水準額の100%以上130%未満	3点
	ウ 所得水準額の 70%以上100%未満	6点
	エ 所得水準額の 50%以上 70%未満	4点
	オ 所得水準額の 30%以上 50%未満	1点
	(注)	
	基本構想において主たる従事者1人当たりの所得目標が定められている場合は1人当たりの農業所得を、定めらていない場合は1経営体当たりの農業所得を所得水準額と比較することとします。	
	2 経営継承した時点における1人当たり農業所得の算出方法は、次のとおりとします。	
	・ 申請者が個人事業主の場合	
	(収入金額-経費) ÷ 1人	
	・ 申請者が法人の場合	
	(税引前当期純利益+法人の役員報酬)×(農業・関連事	
	業等の売上高÷総売上高)÷農業・関連事業等の役員数	

5 環境配慮の取組	みどりの食料システム法に基づき、以下のいずれかの認定を受けている、又は事業実施年度に認定を受ける見込みがあること。 ア みどりの食料システム法第19条第1項に規定する環境負荷 低減事業活動実施計画 イ みどりの食料システム法第21条第1項に規定する特定環境 負荷低減事業活動実施計画	2点
6 就業環境の改善 の取組	就業規則又はこれに準ずるものにおいて、aからeまでのうち定めている項目数が次のいずれかであること。	
1 × 100/100	 ア 1項目	1点
	イ 2項目以上	2点
	a 労働時間が1日8時間、週40時間以内	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(変則労働時間制は、週平均40時間以内)	
	b 休憩時間が、労働時間6時間で45分以上、8時間	
	で1時間以上	
	c 休日が毎週1回又は4週4日以上	
	d 時間外・休日の労働が、1か月45時間、1年360時間以内	
	e 時間外・休日の割増賃金が、時間外労働125%以上、休日	
	労働135%以上	
7 付加価値額の向	ア 経営継承した時点のポイント	
上	(7) 経営継承した時点の付加価値額が基準額(700万円)	2点
	以上であること。	
	(イ) 経営継承した時点の就業者1人当たりの付加価値額が	2点
	基準額(270万円)以上であること。	
	(注)臨時雇用は延べ225人・日を1人として算出し、少数	
	点第2位を四捨五入する。	
	イ 目標ポイント	
	目標年度までの付加価値額又は就業者1人当たりの付加価	
	値額の拡大率が次のいずれかに設定されていること。	
	a 2%以上4%未満	2点
	b 4%以上6%未満	3点
	c 6%以上	4点
8 地域貢献の取組	ア 経営面積等の拡大	
	現状と目標年度における経営面積又は飼養頭数の拡大率が	
	次のいずれかに設定されていること。	
	(7) 1%以上20%未満拡大	1 点
	(4) 20%以上	2点
	イ 従業員数の増加	
	現状と目標年度における常時雇用者の増加数が次のいずれ	
	かに設定されていること。	
	(7) 1名増	1 点
	(イ) 2名増以上	2点
	ウ 地域貢献に関する特徴的な取組	
	その取組について、取組内容が具体的であり、かつ地域農	3 点
	業の維持・発展に関して高い効果が見込めると市町村が認め	
	ていること。	

9 経営発展の取組		その取	組(事業費を要する取組に限る。)について、aから	
	m	までの	うち該当している項目数が次のいずれかであること。	
	ア	2項	目	1点
	イ	3項	目	2点
	ウ	4項	目	3点
	エ	5項	目以上	4点
		а	経営の法人化	なお、aか
		b	新たな品種・作物・部門の導入	らeまでの
		С	認証の取得	項目のいず
		d	データを活用した経営の実践	れかに該当
		е	就業規則の策定	する場合
		f	経営管理の高度化	は、その該
		g	就業環境の改善	当する項目
		h	外部研修の受講	数に4点を
		i	新たな販路の開拓	乗じた点数
		j	新商品の開発	(最大8
		k	省力化・省人化・業務の効率化、農畜産物等の品質の	点)を加点
			向上	する。
		1	農畜産物等の規格・出荷方法の改善	
		m	防災・減災の導入	

(宛先) 防府市長

住 所 氏 名

年度経営継承・発展支援事業の取組承認申請について

経営継承・発展等支援のうち経営継承・発展支援事業公募要領第6の1の①の規定に基づき、事業の取組承認を申請します。

(注)経営発展計画を変更しようとする場合にあっては、「承認」を「変更承認」と置き換え、事業実施計画を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「承認」を「中止(廃止)承認」と置き換えること。また、これらの場合にあっては、「第4の2の(1)②」を「第7の2の(1)」と置き換え、経営発展計画を変更し、中止し、又は廃止しようとする理由についても付記すること。

(添付書類)経営発展計画(様式第2号) 環境負荷低減のチェックシート(様式第11-①又は②号)

経営発展計画

整理番号	
都道府県名	山口県
市町村名	防府市

_	-	=±	+
1	ш	三古	ᅎ
	т	請	1

٠.	.1.110.11																			
	ふりがな					口男	性		ふりがた	;	〒									
	氏名(代表	者名)					性	住	ij	<u></u>					1					
	ふりがな					法人番									年齢		年	月		生まれ
	法人名					(13桁))								1 1117	継承問	寺点:		歳	
	連絡分	ŧ	電話番号	를 : -					メー	ルア	ドレ	ス:								
_	经票据单								⊞ 11	, , , , ,	日左	IH +4	± +± .		(\	- -	n ⇔ ≠ .	亚1十-	T1 > 7	, _
2 	経営概要			11/- 🗆	.km //−			·=л. m								等の説				
	営農類	i型				露地野菜 採卵養鶏				ロネ ロそ				3165	5 U 1	也設化る	5 U	拾辰	山菜	がして
			【作目】	 +	食脉 🗆	a(品和 a(品和			1 9	⊔ <i>-</i> (),	ഥ	(2 (品種名			,
	経営面		<u> </u>		. '	—— a 〈ผนา: a 〈品和					<u>``</u> -			, —			品種名 品種名)
	程		-		. '	—— a 〈品fi a 〈品fi),),			<i>'</i> —			品種名 品種名)
			 【飼養頭羽	回数】	· · ——	 頭•羽 (品和),),			<i>'</i> —	-	u `' 頁·羽(')
			役員			人(ァ性		人)		诗屏	用	生粉	э.		ー (う		4	人)
	従業員数	汝等	臨時雇用			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	7.52	<u> </u>			_				<u></u> 午者で	<u></u> ある [境配が		
	曲光元		FID - 37E2	13 12 30			Ш	_	-田 4)				ны	1,54						
	農業所	1 ज					円	Ш	課稅	争え	卡白				口咒作	兑•簡易	沫竹 :	争未1	自寺	
	経営方	· _{余+}																		
	作品の	平1																		
3.	経営継承	の毎毎																		
J	(1)先代事			÷ - ±																
ı	ふりがな		几八柱芒	111			性		ふりがた		ΙŦ									
	氏名(代表						/注 :性	住		听										
	ふりがな					法人都	_		_ /	71							年	月		生まれ
	法人名					(13									年齢	継承田		73	歳	T 610
	<u>Д</u> Д1					(104	11 /									小区/子(I	寸			
	(2)継承し	た咨産	等の概要	<u> 5</u>							*	조ヴ	'継済	を任	3 A T		年	F	1	В
ı	資産区分	一只庄	₩ 3		——— 承方法						145		小匹力	、 備		 考				
	貝性区方			11年月	打刀法									1)用		与				
	農地等																			
	機械																			
	———— 施設																			
١		<u> </u>																		
4 	経営発展	の取組 「			O. + ~ · ·					\ -		<u></u>		> - •		:::				
	取組区	:分	⑥経営	管理0	D高度化	品種•部門等 ⑦就業環境 ×化、品質の	竟の	改善	(8	外部	邹研	修(の受	講	9,	用経営 仮路開 な道 ス				
						- 心、叩貝の	, IH] Ţ	- U	/ 入元 作	ı 守 V	ノ以	古	را س	ッ火	//以火(ル守八				
			【具体的	ひり とり とり とうしょう かいしょう かいしょう かいしょう いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ	「公公」															
			区分番号		区分别	別の取組内	容			経費	貴(円	9)				経到	費内訴	1		
	Ho 幺B ch	。							_				-							
	取組内																			
									+				+							
									\perp											
		ſ																		
									+				+							
									_											
•						経費(事業	毒\~	수 #	- 1		r	円(±±	出っさ	+ 象 奴	費合計				0円

5 成果目標の設定

(1)付加価値額の向上

項目	経営継承時	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	経営継承時から 目標年度までの 増減率(%)
ア 1経営体当たりの付加価値額	(万円)				
イ 就業者1人当たりの付加価値額	(万円)				

(2)地域貢献

項目	現状	1年度目 (事業実施年度)	2年度目	3年度目 (目標年度)	現状から 目標年度までの 増減率(%)/数(人)
ア経営面積、飼養頭羽数の拡大	(a、頭、羽)				
イ 常時雇用者数の増加	(人)				

6	地域貢献に関する特徴的な取組

年度経営継承・発展支援事業の申請に係る宣誓事項

令和5年度経営継承・発展支援事業の申請に当たって以下の事項について宣誓します。

補助対象者の要件を満たしています。	
本計画及び添付書類の記載事項について事実と相違がありません。	
以下の①から④までのいずれにも該当しません。 ① 法人等(個人又は法人をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である、又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。 ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。 ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している。	
既に本事業の採択・交付決定を受けていません。	
国、事業実施主体、市町村が求める本事業に係る調査等に協力します。	
本誓約に反したことにより、事業の不採択、採択の取消及び補助金の返還等を受けることとなっても、一切異 議申し立てはいたしません。また、補助金の返還が生じた際には、指定期日までに返還いたします。	

- (注)1 内容を確認の上、上記右欄のボックス全てにチェックを入れてください。
 - 2 本誓約に反していることが判明した場合は、事業不採択、交付決定の取消し又は補助金返還の対象となります。

個人情報の取扱い

本事業の実施に当たり、本申請に係る個人情報(氏名等)について、国、都道府県、市町村、事業実施主体、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターに提供することに同意します。(ご同意いただけない場合は、取組内容等が確認できないため、本事業の実施ができない場合があります。)

経営発展計画の申請内容に関するチェックリスト

氏名(法人名•代表者名):

+	所:			
±	<i>Н</i> Л :			

Ī	チェック項目	チェック欄
ľ	1. 全般的な事項について	.1
	記入漏れはありませんか?	
	補助を受けるために必要となる補助対象者の要件を確認し、経営発展計画及び添付書類の記載事項について事実と相違ありませんか?	
	補助事業の内容等を変更する際には事前に補助金事務局に相談が必要なことを確認・同意しましたか?	
	交付決定前着手届を提出していない場合、補助金交付決定を受ける前に発生した経費は補助対象とならないことを確認・同意しましたか?	
	補助金交付決定を受けても、定められた期日までに事業完了報告書等の提出がないと、補助金は受け取れないことを確認・同意しましたか?	
	実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があることを確認・同意しましたか?	
	50万円(税込)以上の所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があることを確認・同意しましたか?	
	飼養衛生管理基準に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業者の場合、都道府県から交付を受けた当該基準の遵守状況を確認する書類を添付しましたか?	
	補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければならないことを確認・同意しましたか?	
	本事業以外の国が助成する事業(融資に関する利子助成措置を除きます。)の採択等を受けている場合は補助対象とならないことを確認・同意しましたか?	
	個人情報の使用目的について確認・同意しましたか?	
	アンケート調査等への協力について確認・同意しましたか?	
	公募要領等に記載のない事項については、補助金事務局からの指示に従うことについて確認・同意しましたか?	
	2. 申請者欄について	
	後継者(申請者)が経営を継承した日(開業等届出の提出日又は代表に関する変更登記等をした日)より前に農業経営を主宰していません。	
	後継者(申請者)が農業人材次世代投資事業(経営開始型)及び経営開始資金、経営発展支援事業による助成を受けたことはありません。	
	法人の場合は、法人番号を誤りなく、記入しています。	
	地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に強い意欲を有しています。	
	経営を継承した日(開業等届出の提出日又は代表取締役就任日)における年齢を記入しています。	
L	連絡先(電話番号及びメールアドレス)に誤りはありません。	
Ī	3. 経営概要欄について	
	営農類型は、直近事業年度における農業生産物販売収入が最も多いものを一つ選択しています。	
	経営継承に際して、原則として、先代事業者の経営資産や経営規模等が著しく縮小していません。	
	経営面積・飼養頭羽数は、単位や品種名は事実と相違がありません。	
	女性が部門責任者であるとしてチェックした部門は、組織図や区分経理などで客観的に確認できます。	
	環境配慮にチェックした場合、環境負荷低減事業活動実施計画の認定証又は事業実施年度に認定を受ける見込みがあることが確認できる書類等を添付しています。	
	農業所得は、申請者(申請者が個人事業主の場合又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあっては、申請者の先代事業者)の経営継承した時点における所得を税務申告書類等から記入しています。	
	消費税の課税事業者の欄におけるチェックに誤りはありません。	
L	農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けている場合は、該当欄にチェックを入れています。	
	4. 経営継承の概要欄について	
	先代事業者・先代経営者は中心経営体等でした。	
	法人の場合は、法人番号を誤りなく、記入しています。	
	経営を継承した日(開業等届出の提出日又は代表に関する変更登記等をした日)における年齢を記入しています。	
L	継承方法及び備考の記載内容は事実に相違ありません。	
	5. 経営発展の取組欄について	_
	区分番号は、具体的な取組内容と合致しており、具体的な取組内容を記載しています。	
	「経費(円)」の欄は税込み価格で記載し、課税事業者の場合は「補助対象経費合計」欄(上限100万円)が税抜き価格で計算された記載になっています。	
	経費内訳は、見積書などを参考にして適切に記入しています。	
L	公募要領に記載されている【対象とならない経費例】に該当しているものはありません。	
l	6. 成果目標の設定欄について	1
l	計算方法、単位など誤りなく記入しています。	
L	目標値は、実現可能性などを考慮して適切に設定しています。	
ľ	7. 地域貢献に関する特徴的な取組欄について	
Ì	成果目標欄に記入した取組以外であって、地域農業の維持・発展に資する高い効果が見込まれる取組をできるだけ定量的かつ具体的に記入しています。	

(申請者住所)

(氏名)

様

防府市長

年度経営継承・発展支援事業に係る採択結果通知書

年 月 日付で応募のありました 年度経営継承・発展支援事業につきましては、防 府市経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、審査の結果、採択 (不採択) とされましたので、通知します。

(宛先) 防府市長

住所 氏名

年度経営継承·発展支援事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、防府市経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第9条に基づき補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

事業名	補助事業に 要する経費	負	備考	
ず 未 石	女 が配員 (A+B)	市 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
合 計	円	円	円	

- (注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額 円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 4 事業の完了予定年月日 年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所 氏 名

年度経営継承・発展支援事業交付決定前着手届について

防府市経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、 年 月 日付けで承認を受けた当該事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手する必要があるので、同第11条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した本事業に損失等が生じた場合、これらの損失等は、自らが負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合に おいても、異議がないこと。
- 3 本事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は 行わないこと。

事業名	総事業費	着手予定	完了予定	交付決定前着手の理由
		年月日	年月日	

(宛先) 防府市長

住所 氏名

防府市経営継承·発展支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった経営継承・発展支援事業の実施については、下記のとおり変更したいので、防府市経営継承・発展支援事業補助金交付要綱第12条第1項に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

※ 関係書類は、補助金等の交付決定通知がなされた事業内容及び経費の配分を、比較対照できるよう両者を二段書きすること。

(宛先) 防府市長

住 所 名

年度経営継承・発展支援事業の取組完了について

経営継承・発展等支援のうち経営継承・発展支援事業公募要領第8の2の(2)の規 定に基づき、事業の取組が完了したので別添のとおり報告します。

添付資料:事業の完了を確認できる書類(納品書等の写し)

経営発展計画(様式第2号)に事業の取組の実績を記載したもの 事業の取組に要した経費が確認できる領収書、振込伝票等の写し

振込先

 -					
振込先金融機関名					
支店名					
金融機関コード				支店番号	
(4桁)				(3桁)	
貯金の種類別	□普通	□当座	□貯蓄	口座番号	
口座名義(カタカナ)					

(注) 通帳、キャッシュカード等の振込先が判るものの写しを添付してください。

(宛先) 防府市長

住 所 氏 名

年度経営継承・発展支援事業の取組の実施状況に関する報告について

経営継承・発展等支援のうち経営継承・発展支援事業公募要領第10の1の規定に基づき、 年度において実施した経営継承・発展支援事業の取組について、下記のとおり実施状況を報告します。

記

成果目標	実施状況	目標未達成となった主な理由等	目標達成に向けた改善措置
			及び目標達成見込時期等
付加価値額の向上			
経営面積、飼養頭			
羽数の拡大			
従業員数の増加			

- (注) 1 実施事業の欄については、経営発展計画の進捗状況を具体的に記載してください。
 - 2 目標未達成となった主な理由等の欄については、天候、市況、顧客ニーズの変動などの外部要因及び自己の責による内部要因を具体的に記載してください。

補助対象者名

地区	<u></u> 名		地区	事業実施	五 年度		年度	農林水産	省所管 糺	圣営継承	・発展	支援事業					
事	-	事 業	の	内 容		工	期	彩	圣 費		记 分			制限期間			
業			工種構造	施工箇所		着 工			負		区	分	耐用	処分制限			
区	事業種目	事業主体	施設区分	又は	事業量	年月日	年月日		国庫補			その他	年数	年月日	年月日	内 容	
分				設置場所				費	助金	県費	費						
								円	円	円	F.	円					
								门	门								
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 - 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

(様式第1	1	-①号)
-------	---	------

市町村名	
氏名	

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(農業経営体向け)

	申請時 (します)	(1)適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
1		肥料の適正な保管		12		悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
2		肥料の使用状況等の記録・保存に努める			申請時	(5)廃棄物の発生抑制、	報告時
3		作物特性やデータに基づく施肥設計を検討			(します)	適正な循環的な利用及び適正な処分	(しました)
4		有機物の適正な施用による土づくりを検討		13		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
\sqsubseteq					申請時	(0) 此此女性性,亦善以郷の吐山	報告時
	申請時 (します)	(2)適正な防除	報告時(しました)		(します)	(6)生物多様性への悪影響の防止	(しました)
⑤		病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 を検討		14)		病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除 の要否及びタイミングの判断に努める(再 掲)	
6		病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除 の要否及びタイミングの判断に努める		15)		多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討(再掲)	
7		多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活				7,10,10,0,10,0,10,10,10,10,10,10,10,10,10	
		用した防除を検討			申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
8		農薬の適正な使用・保管		16		みどりの食料システム戦略の理解	
9		農薬の使用状況等の記録・保存		17)		関係法令の遵守	
	申請時	(3)エネルギーの節減	報告時、			農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理	
\vdash	(します)		(しました)	18		の実施に努める	
10		農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める		19		正しい知識に基づく作業安全に努める	
11)		省エネを意識し、不必要・非効率なエネル		_	•	•	•

(様式第	1	1	-(2)号)
(14)	_		<u> </u>

市町村名	
氏名	

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(畜産経営体向け)

	申請時 (します)	(1)適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
1		※飼料生産を行う場合(該当しない 口) 肥料の適正な保管		9		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
2		※飼料生産を行う場合(該当しない 口) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める			申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	申請時 (します)	(2)適正な防除	報告時 (しました)	10		※特定事業場である場合 (該当しない 口) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	
3		※飼料生産を行う場合(該当しない 口) 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を 検討			申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
4		※飼料生産を行う場合(該当しない 口) 農薬の適正な使用・保管		11)		みどりの食料システム戦略の理解	
5		※飼料生産を行う場合(該当しない 口) 農薬の使用状況等の記録・保存		12		関係法令の遵守	
\vdash			±0.4-n+	1 13		GAP・HACCPについて可能な取組から実践	
	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)	\vdash			1
6		畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー		14)		アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	
		消費をしないように努める		15		農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理	
	申請時	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時			の実施に努める	
\vdash	(します)	(4)恋笑及び音虫の発生防止	(しました)	16		正しい知識に基づく作業安全に努める	
7		悪臭・害虫の発生防止・低減に努める					
8		※飼養頭数が一定規模以上の場合(該当しない 口) 家 本排 社 つ 物 の 管 理 其 進 の 適 守					

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

<主な環境関係法令の遵守>

助成対象者は「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)
- · 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号) 等
- (2) 適正な防除
- ・農薬取締法(昭和23年法律第82号)
- 植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号) 等
- (3) エネルギーの節減
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)等
- (4) 悪臭及び害虫の発生防止
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)
- · 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号) 等
- (5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号) 等
- (6) 生物多様性への悪影響の防止
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)
- •水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- ・湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)
- · 漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号)
- •水產資源保護法(昭和26年法律第313号)
- ·持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)等

(7)環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ・環境影響評価法(平成9年法律第81号)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)
- ・土地改良法(昭和24年法律第195号)
- · 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 等